

## 東海市生物調査業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

市では、第3次東海市環境基本計画において、東海市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組んでいくこととしているが、平成6年度以降市内全域における生物調査は実施されておらず、市内の生物の実態が把握できていないことから、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）まで市内全域の生物調査を実施し、今後の自然や生物の保護に係る事業検討の基礎データとすることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

東海市生物調査業務委託

#### (2) 業務内容

別紙1「東海市生物調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 調査対象地域

東海市全域とする。

#### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年（2028年）3月31日（金）まで

#### (5) 契約上限額

上限額は以下のとおりとし、提案書等で提出された見積金額を基に契約を締結する。

金12,793,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ただし、見積書の金額が上限額を超えた場合は、その提案者は無効とする。

### 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者を指名するものとする。

(1) 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

## 5 スケジュール

内容	期日・期間等
公告	令和7年（2025年）7月25日（金）
質問受付期限	令和7年（2025年）8月8日（金）正午まで
質問回答期限	令和7年（2025年）8月15日（金）午後5時まで
参加申込書等提出期限	令和7年（2025年）8月22日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）9月2日（火）正午まで
審査（書類審査及びプレゼンテーション）	プレゼンテーション実施日 令和7年（2025年）9月5日（金）
審査結果通知	令和7年（2025年）9月12日（金）までに通知
優先交渉権者の決定	令和7年度（2025年度）9月中旬
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※本スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

## 6 優先交渉権者が決定するまでの事務手順及び注意事項

### (1) 参加申込書の提出

#### ア 提出書類

参加申込書（様式1）

#### イ 提出方法

東海市生活環境課まで、郵送又は直接持参すること。

#### ウ 提出期限

令和7年（2025年）8月22日（金）午後5時まで（必着）

#### エ その他

期限までに提出されなかった場合は、参加意思がないものとみなす。

### (2) 企画提案書等の提出

参加意思確認書により、本プロポーザルへの参加意思を表明した者は、次のとおり提出書類を提出すること。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書等提出届（様式2）

(イ) 企画提案書（任意様式）

別紙2「東海市生物調査業務委託企画提案書作成要領」に沿って作成し、提出すること。

(ウ) 業務実施体制調書（様式3）

本業務の取組体制（組織体制図、管理責任者、主担当者及びその他担当者の配置予定、人数、役割、実績等）を記載すること。

なお、管理責任者及び主担当者は、業務完了まで原則として変更できないものとする。

(エ) 工程計画書（任意様式）

別紙3「東海市生物調査業務に係るスケジュール予定表」を踏まえ、委託期間中における業務実施内容の詳細なスケジュールを作成して提出すること。

(オ) 見積書（様式4）

単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに詳細に記載した資料（様式任意）を見積書に添付すること。また、独自提案についても見積額に含めることとし、当該独自提案に係る費用の内訳が分かるように見積書を作成すること。

#### イ 提出部数

正本1部及び副本5部

CD-R又はDVD-R 1枚（提出書類をPDF形式で保存したもの）

#### ウ 提出方法

郵送又は直接持参すること。

なお、提出書類は、紙バインダー等に二つ穴で綴じ、インデックスを付け、提出すること。また、表紙には「東海市生物調査業務委託企画提案書等」及び企業名称を表示すること。

#### エ 提出期限

令和7年（2025年）9月2日（火）正午まで（必着）

### (3) 質問受付及び回答

本プロポーザルにおける質問及び回答については次のとおり行う。

ア 質問がある場合は、「質問書」(様式5)に質問事項を記載のうえ、令和7年(2025年)8月8日(金)正午までに、事務局へ電子メールで提出すること。

なお、メール件名は「東海市生物調査業務委託プロポーザルに係る質問(企業名称)」とすること。

イ 質問に対する回答については、令和7年(2025年)8月15日(金)午後5時までに一括して市ホームページで公表する。

ウ 受付期間以外に提出された場合、及び指定の方法によらない場合の質問には回答しない。

### (4) プロポーザル審査会

ア 日時(予定)

令和7年(2025年)9月5日(金)

詳細な時間等については、参加意思確認書の提出を踏まえ、令和7年(2025年)8月12日(火)までに、電話又はメールで通知する。

イ 東海市役所 603会議室(6階)

ウ 1者当たりの所要時間

㊦ 準備5分

㊧ 企画提案プレゼンテーション20分

㊨ 企画提案に対する質疑等10分程度

エ 説明

プレゼンテーションは提案書に基づき実施すること。資料の追加や差し替えは認めない。

なお、説明者は、管理責任者又は主担当者とする。

オ 参加人数

3名以内とする。

カ その他

㊦ 電子機器の使用について

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に本市に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

## (5) 審査

### ア 優先交渉権者の選定方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、審査委員会を設置し、次に定める評価項目等に基づき審査するもの。

なお、審査委員会は非公開とする。

(ア) 提案書等及びプレゼンテーションによる評価を行う。審査の結果、最高得点を得た者を優先交渉権者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。

(イ) 獲得した点数が最も高い者が2以上あるときは、企画提案書に係る項目の点数が高い提案者を上位とする。

(ウ) 審査員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各審査員の点数を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として選定しない。

(エ) 提案者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーションを行い、各審査員の点数を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

### イ 審査基準

別紙4「東海市生物調査業務プロポーザル審査基準」のとおり

### ウ 結果通知

審査結果については、令和7年（2025年）9月12日（金）までに、提案者に対して審査結果通知を発送する。ただし、評価内容の詳細や、評価、採点に関する疑義は受け付けない。

## (6) 契約手続

ア 優先交渉権者決定後、提案内容を踏まえ、市と事業内容について協議を行い、改めて見積書を提出すること。

イ 契約内容について市と協議が成立した場合、市は優先交渉権者を受注者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約に

より、当該委託契約を締結する。

ウ 契約の手続きは、東海市契約規則の規定により行う。また、契約は企画提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 優先交渉権者と市との協議が整わない場合、優先交渉権者が契約締結までの間に失格事項が判明した場合又は優先交渉権者が辞退した場合は、次点者と協議を行う。

## 7 提出書類に係る注意事項

- (1) 書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方とすること。
- (2) 言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とすること。(ただし、図表等はこの限りではない。)
- (3) 専門知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- (4) 1事業者について1提案とする。
- (5) 提出に際して、郵送による場合は、締切日の午後5時までに東海市役所生活環境課必着であり、発送後に電話で連絡すること。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに東海市役所生活環境課の窓口を持参すること。
- (6) 提案の実現性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出期限以降の書類の再提出等は認めない。また、提出書類は返却しない。

## 8 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (5) 提案上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。また、やむを得ない事情により、プロポーザルが中止となった場合でも同様とする。
- (2) プロポーザル参加者による談合等又は不穩の挙動その他のプロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合があったときは、当該プロポーザルを延期し、又はこれを廃止することがある。その場合は、周知することとする。
- (3) 市から受領した資料等は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、東海市情報公開条例（平成12年条例第61号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出された提案書等は、本プロポーザル業務で必要な範囲において複製できることとするが、本プロポーザル業務以外の目的では使用しない。
- (7) 企画提案書等の提出が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定で実施する。
- (8) 本プロポーザル手続きにより確定された優先交渉権者については、市ホームページにおいて公表する。

## 10 問合せ先

東海市 生活環境課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-613-7696、0562-38-6321

FAX 052-603-6910

メール kankyou@city.tokai.lg.jp